

市民活動交流センター ご利用の皆様へのお願い

日頃より市民活動交流センターをご利用いただきありがとうございます。

本センターについて、北海道新聞社帯広ビル(以下、道新ビル)への一時移転にあたり、下記の事項について、ご遵守頂くようお願い申し上げます。

- ① センターが入居する道新ビルはオフィスビルとなります。1階、7階ともに民間事業者様が入居されていますので、廊下、トイレ、給湯室等は共用部であることをご注意ください。
共用部で大声を出すこと、ゴミや食べ残しの放置等は厳に慎んでください。
また、施設の開館時間（10時から19時）外に各部屋の前に留まることはご遠慮ください。代表者の方が受付後、職員が部屋の開錠を行い、ご利用者の皆様をご案内します。
- ② センターが道新ビルから別の場所へ移転する際は、市とビル管理者が協議したうえで、原状回復が必要な場合があります。汚れ等を防ぐため、各室については土足禁止としております。
飲食物や泥汚れ等で、カーペットフロアや壁のほか、センターをき損した場合は速やかに職員に報告するとともに、備え付けの掃除用具で対応願います。
き損状況により、「帯広市市民活動交流センター条例第10条（損害賠償）」に基づき、賠償金のお支払いを求める場合もございますのでご承知おきください。
- ③ 道新ビルはオフィスビルであるため、ビル内に立ち入る方を把握する必要があります。
ご利用グループの代表者は、各日の参加者に関し、「人数・氏名・連絡先」を把握するようお願いいたします。また、本紙に記載の事項をグループの皆様にも共有頂くようお願いいたします。
- ④ その他、センターの利用に関し、職員から注意等があった場合はその指示に従うようお願いいたします。
- ⑤ センターの利用状況が不適切である場合、別テナント様の苦情があった場合は、施設の利用をお断りすることがあります。

なお、本紙に記載の事項のほか、別紙「帯広市市民活動交流センターご利用のご案内」についてもご確認のうえ、施設をご利用ください。

皆様に快適に施設をご利用いただけるよう、ご協力をお願いいたします。